山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業 審査要領(案)

山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業審査要領対照表

平成31年度

第1 趣旨

この要領は、<u>平成31年度</u>山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業を審査するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

第2 審査方法

1 <u>平成31年度</u>山形県みどり豊かな森林 環境づくり推進事業募集要領に基づき 応募された事業提案(以下「提案事 業」という。)について、第1次審査 及び第2次審査により総合的に判断 し、採択の可否を決定する。

2 【略】

3 第1次審査は、応募を受けた総合支 庁長(以下「支庁長」という。)が行 い、その結果を<u>平成31年2月25日</u> (月)までに別記様式第1号により環 境エネルギー部長(以下「部長」とい う。)に副申する。

4 【略】

5 部長は、第2次審査の結果を踏まえ 採択の可否及び交付額を決定し、その 結果を<u>やまがた緑県民会議</u>に報告す る。

6 【略】

第3 審查委員会

1 審査委員会の委員は、環境エネルギー部の次長、環境企画課長及びみどり自然課長、総務部税政課長並びに農林水産部<u>林業振興課長</u>の5名で構成する。

令和2年度

第1 趣旨

この要領は、<u>令和2年度</u>山形県みど り豊かな森林環境づくり推進事業を審 査するにあたり、必要な事項について 定めるものとする。

第2 審查方法

1 <u>令和2年度</u>山形県みどり豊かな森林 環境づくり推進事業募集要領に基づき 応募された事業提案(以下「提案事 業」という。)について、第1次審査 及び第2次審査により総合的に判断 し、採択の可否を決定する。

2 【略】

3 第1次審査は、応募を受けた総合支 庁長(以下「支庁長」という。)が行 い、その結果を<u>令和2年2月25日</u> <u>(火)まで</u>に別記様式第1号により環 境エネルギー部長(以下「部長」とい う。)に副申する。

4 【略】

5 部長は、第2次審査の結果を踏まえ 採択の可否及び交付額を決定し、その 結果を<u>やまがた緑環境税評価・検証委</u> 員会に報告する。

6 【略】

第3 審查委員会

1 審査委員会の委員は、環境エネルギー部の次長、環境企画課長及びみどり自然課長、総務部税政課長並びに農林水産部森林ノミクス推進課長の5名で構成する。

2 【削除】

- 3 【削除】
- 2 審査委員会の委員長は、環境エネル ギー部次長をもって充てる。
- 3 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の座長となる。
- 4 審査委員会に係る庶務は、環境エネルギー部みどり自然課が担当する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員の代理出席は認めない。
- 4 審査委員会の委員長は、環境エネルギー部次長をもって充てる。
- <u>5</u> 審査委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の座長となる。
- <u>6</u> 審査委員会に係る庶務は、環境エネルギー部みどり自然課が担当する。